

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月三十日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

## 奈良県人事委員会規則第十二号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 条例第八条第四項の規定により同条第三項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員での特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、新たに給料表（給与条例第四条第一項に規定する給料表をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員となつて、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第八条第四項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）

三 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に条例第八条第三項又は第四項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前二号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第七条に次の二項を加える。

6 条例第八条第五項第三号ウの規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第四項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に条例第八条第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

二 第四項第二号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第八条第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 第四項第三号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第八条第三項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

四 第四項第四号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

## 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年十二月奈良県条例第十五号。以下「令和七年改正給与条例」という。）附則第四項の人事委員会規則で定めるものは、令和四年四月二日から令和七年三月三十一日までの間に新たに給料表（一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第四条第一項に規定する給料表をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員となつて特地公署（職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号。以下「条例」という。）第八条第二項に規定する公署をいう。以下同じ。）又は準特地公署（条例第八条第四項に規定する公署をいう。以下同じ。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転し、同年四月一日以後も引き続き特地公署又は準特地公署に在勤している職員（定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（

昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号。以下「令和四年改正定年条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

3 令和七年改正給与条例附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第七条第五項の規定の適用については、同項中「職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下この項において「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日」とあるのは、「令和七年四月一日」とし、「当該異動等の日」とあるのは、「公署を異にする異動又は公署の移転（以下この項において「異動等」という。）の日」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第七条第四項第一号の規定は、令和七年四月一日以後に職員の定年等に関する条例第十二条又は第十三条第一項又は令和四年改正定年条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定（以下「定年条例第十二条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第七条第四項第一号の規定は、令和七年四月一日以後に定年条例第十二条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第七条第四項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に定年条例第十二条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第八条第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。